

(5) 資産の処分

会社所有の資産のうち商品の在庫や機械設備等の処分については「基本的にあまりお金にならない」と考えておきましょう。

処分方法としては、①仕入先へ返品、②取引先や同業他社へ買い取ってもらう、③セール等で処分などがありますが、手数料がかかり、お金にならないようなものは廃棄処分として考えておくこと

です。

廃業を決めた時点で仕入量は減らし在庫処分を計画的に考えておく必要があります。

使える機械設備関係は、取引先や同業他社、従業員、知人等に譲渡するという方法を検討すると良いでしょう。

●【廃業手続きにかかる費用（あくまで目安として参考にしてください。実務では調査してください）】

科目	おおよその評価額の算定方法
現金・預金	実際有高で評価
売上債権	回収可能額で評価
有価証券	時価
棚卸資産	投げ売り価格を覚悟しないとけません
前払費用	ゼロ評価
有形固定資産	建物70%、建物付属設備・構築物0%、機械装置等30%
土地	場所等にもよりますが、時価の7掛けともわれています
無形固定資産	ゼロ評価
出資金	回収可能額で評価
保険解約返戻金	保険会社に依頼

●【廃業の際の負債の計算方法】

科目	注 意 点
買掛金、未払金	残高確認書のやり取りが望ましいでしょう
借入金	借入先に確認し、残高を記載して対応しましょう
リース債務	物件別に中途解約金を計算（リース会社に中途解約計算書を依頼）
退職給付債務	従業員がいる場合、全員解雇することが前提で、会社都合での計算 解雇予告手当は1カ月分の支払い義務有

休眠会社（会社法では、最後の登記から12年が経過している株式会社のこと）について

廃業すると清算登記や官報掲載などの手続きと費用が掛かるため、将来的に事業を再開する可能性がある場合に休眠という方法を活用する場合があります。手続きとしては税務署や市町村に提出しておく必要書類があります。メリットとしては、

事業再開がしやすいことや手続きが簡単であること、税の一部が免除される可能性などが考えられますが、税務申告の実施やみなし解散となる可能性などのデメリットもありますので顧問税理士とよく相談されると良いでしょう。

まとめ

廃業の流れは「会社の廃業時期を決め、営業を辞め（会社を解散して）、資産と負債を整理し、残余資産を確定・分配した後に、法務局へ清算結了登記を行う」ことです。手続き関係や税務関係の処理は専門家へ依頼するとスムーズに進めることができます。

大分県事業承継・引継ぎ支援センターでは、どうしても廃業せざるを得ない場合、会社そのもの、事業そのものの承継・引継ぎの支援を行います。結果として事業者の「経営資源」の引継ぎに該当する場合についての支援を行うことも可能です。どのような手順で進めるかなど、お気軽にお問い合わせください。

大分県
事業承継・引継ぎ支援センター

相談
無料
秘密
厳守

円滑な事業承継のためには、早めの対策が重要です。国は、公的相談窓口として、全国48カ所に「事業承継・引継ぎ支援センター」を設置し、中小企業の事業承継に関するあらゆるご相談に対応しています。大分県内の中小企業、個人事業者の皆さまは、「大分県事業承継・引継ぎ支援センター」をご利用ください。専任のスタッフが、秘密厳守でご相談を承っております。

〒870-0026 大分市金池町3丁目1番64号 大分県中小企業会館5階

TEL 097-585-5010 [受付時間: 平日 9:00 ~ 17:00]

電子メール contact@oita-hikitsugi.go.jp

ホームページ: https://www.oita-hikitsugi.go.jp



本パンフレットに掲載している情報は、2024年1月1日時点で当センターが一般に知りうる情報に基づき作成しております。正確性については万全を期しておりますが、万が一、誤りに基づく損害および内容に基づいて被った損害について当センターは一切責任を負いませんのでご了承ください。

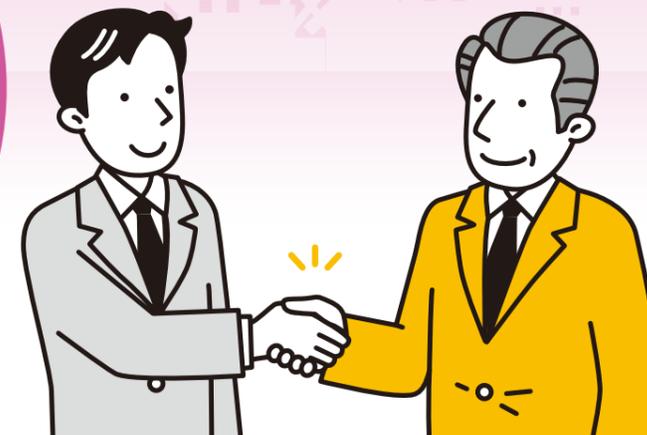
当センターは、大分県商工会連合会が経済産業省九州経済産業局から委託を受けた公的支援機関です。

大分県事業承継・引継ぎ支援センター

vol.4

事業承継 対策シート

円満な廃業編



安心して事業をたたむために

—おさえたい基礎知識—

✓ 日本社会の課題と廃業

日本社会で大きな問題となっているのが、少子高齢化です。事業経営において、経営者の高齢化、後継者不在などの理由により、事業の継続が困難となり、廃業せざるを得ない企業が増えています。その結果、地域のインフラや生活の便利さを提供している中小企業の減少が大きな課題となっています。

大分県においても過去6年間、2万社以上の事業承継診断を実施したところ、55%の事業者が後継者不在という結果が出ており、大きな社会課題となっています。

✓ 廃業が与える影響と歯止め策

中小企業庁の調査では、何の対策もせずに現状のまま後継者不在企業を放置すると2025年までの間に約650万人の雇用と約22兆円のGDPが失われる可能性があることが報告されています。後継者がいない等の廃業予備軍がそのまま廃業していくことは、日本経済にとって大きな損失です。国としてもこれらの状況に歯止めをかけるために事業承継に関する各種支援策（税制、補助金、融資、支援機関設置など）を講じているところです。

✓ どうしても廃業の選択肢しか残されていない場合

今回の事業承継対策シート「円満な廃業編」は、決して廃業を勧めるわけではなく、事業をたたまざるを得ない場合の一助となるために制作したものです。

何らかの理由でやむを得ず会社をたたむ決断をした場合、円満に廃業することは経営者にとって最後の仕事となります。廃業は「出口戦略」といわれ、損失を最小限にして、資本を最大限に回収できるかが焦点になります。廃業とは法律等の手続きを経て、自ら会社をたたむことです（倒産とは別です）。

(1) 廃業する場合は手続きと費用が掛かります

- ①**廃業するための手間や費用がかかることをご存知ですか？**
会社を作ることは資本金の用意と登記くらいで簡単ですが、廃業するには多くの費用がかかります。
- ②**煩雑な手続きも必要です。**
登記などの届出関係として、廃業するためには「解散登記・清算人選任登記」と「清算終了登記」

今回の『円満な廃業編』では、国が示した事業承継ガイドラインの記述を参考に具体的な手続きについて解説します。
詳細については、このあと記載しますが、廃業する場合に気を付けないといけないポイントを列挙します。

- の2段階の手続きが必要です。登記費用そのものは数万円ですが、解散と清算の税務申告も必要となるので専門家の報酬もかかります。
- ③**株主対策も必要です**
株主が社長一人なら自分だけで解散を決めますが、他にも株主がいる場合は、株主総会を開いて3分の2以上の同意が必要となります。

(2) 廃業に伴う機械類などの廃棄には費用も必要ですが、考えていますか？

- ①**工場機械など産業廃棄物の処分**
使用していた機材や工場の機械などは売却が可能であれば問題ないのですが、買い手がつかない場合は処分費用（産業廃棄物の処分は専門業者に依頼する）がかかります。リース代が残っている場合は、その清算も必要です。
- ②**建物の取り壊しや原状回復**
ア.店舗や工場を借りている場合は、事前の通知と貸主に返却するために元の状態に戻す必要があります。
イ.地質に影響を与える事業を行っていた場合は、土の入れ替えをして回復することになります。

(3) 従業員への配慮が必要です

- ①**従業員が仕事を失い、失業状態となりますので、ケアが必要になります。**
- ②**就業規則に従業員退職金規定がある場合には、退職金支払い義務が生じます。**

(4) 借入金の残高はありませんか？

完済する必要があります。社長が個人保証をしていることも考えていますか？

(5) その他の問題点

- ①**従業員が仕事を失い、生活に悪影響がないでしょうか？**
- ②**取引先にご迷惑が掛かりませんか？**
- ③**顧客や地域の方々に、ご迷惑が掛かりませんか？**
- ④**預り消費税や社会保険等未払金の支払いがありませんか？**

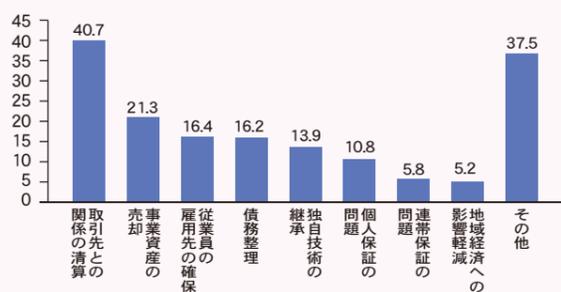
国の事業承継ガイドラインにおいて、廃業については、「積極的に廃業を促すものではなく、廃業を決断した経営者が、債務超過に追い込まれて倒産することがないように、ある程度経営余力のあるうちに、計画的に事業を終了すること」と述べ

られています。
今回の対策シートでは、どうしても廃業しなければならない場合の基本的な流れをご紹介します。

廃業の種類としては、「円満な廃業」と「厳しい廃業」の2種類があります。

「円満な廃業」の場合、負債よりも資産が多く、スムーズに清算を進められます。
「厳しい廃業」の場合、資産より負債が多く、清算するために手間と労力を要するため、早期に決断する必要があります。

廃業の相談を受けた、商工会、商工会議所、金融機関等の支援機関においても、経営者から廃業の相談を受けた場合、すぐに手続きの支援をするのではなく、具体的な経営内容や第三者承継等の可能性を検討して、事業が継続できる方法を探ることも大切です。早期に対応すれば廃業しなくてもすむケースは少なくはありません。
中小企業庁が実施したアンケート調査（右のグラフ）によると、中小企業経営者が廃業時に直面



した課題として一番多かったのが、取引先との関係の清算（40.7%）、次に事業資産の売却、従業員の雇用先の確保、債務整理の順となっています。長年の取引先との清算については、丁寧な説明

と契約内容の確認（契約中の場合の違約金発生の可能性）や売掛金、買掛金の回収もポイントとなります。

(1) 廃業のための計画で実施すべき4項目

- ①**財務状況の把握**
- ②**早期の債務整理（借入金の返済、債務整理手続きの活用）**
- ③**廃業資金の確保**
- ④**取引先、金融機関、従業員への説明**

(2) 廃業の流れ

会社や事業の今後の展開として、廃業の決断も経営者の重要な役目の一つですので、将来を見極めた判断は決して失敗ではありません。
経営状況が厳しい中での判断はタイミングを間違えると廃業ではなく倒産という結果にも繋がるため、現状の見極めが重要です。

- ①**廃業を決める**
- ②**資産や負債、取引先の確認をする**
- ③**資産が負債より多い場合⇒円満な廃業に向けて、返済や清算の手続きを行う⇒廃業**
- ④**負債が資産より多い場合⇒返済・清算が可能か不可能かで対応が変わります。不可能な場合は、倒産という事態も想像できます。**

(3) 法人の場合の廃業手続きの流れ

- ①**取引先との関係や在庫、資産、負債の状況を考慮して、大雑把な廃業時期(営業終了日)を決定。**
- ②**「資産と負債の整理」として固定資産の売却や売掛金の回収、資産の現金化を行い、負債や借入がある場合は返済を行う必要があります。**
- ③**関係者への連絡と丁寧な説明。**
伝え方も重要で、関係者から他の関係者へ廃業の話が伝わるのが想定されますので、順序や内容、タイミングは十分に検討してください。取引先

等を書き出してみるのも良いでしょう。
実際には、経営者自身が直接説明することが相手の理解を得られ、その後の対応も良好になると考えられます。
④**具体的な手続き等**
廃業手続きをしないと会社は法的に存続していることになるため、営業活動を止めたときは休業届を提出しない限り法人住民税(71,000円)を支払う必要があります。

届出先	書類	目的と内容	期日
税務署	異動届出書	事業解散の届出 清算終了の届出	清算終了後遅滞なく
	給与支払い事務所の廃止届	雇用廃止の届出	事業廃止後1カ月以内
	消費税事業廃止届出書	消費税納税義務解消	事業廃止後速やかに
ハローワーク	雇用保険適用事業所廃止届	雇用保険関係の処理	事業廃止日の翌日から10日以内
	雇用保険被保険者資格喪失届		
年金事務所	離職証明書	社会保険関係の処理	事業廃止日から5日以内
	健保、厚生年金被保険者資格喪失届 適用事業所 全喪失届		
労働基準局	労働保険確定保険料申告書 労働保険料還付請求書	雇用保険の処理	事業廃止日の翌日から50日以内
加入団体	退会届		

その他、許認可関係業種の場合は、届出が必要なものがあります。また上記様式については、改正等がありますので注意してください。

※解散登記や清算終了登記は法務局で手続きを行うほか、確定申告は税務署への申告が必要です。

(4) 費用の目安

【廃業手続きにかかる費用（目安）】

区分	種別	報酬額	登録免許税
登記費用	解散登記	25,000円	30,000円
	清算人選任	15,000円	9,000円
	株主総会議事録作成	6,000円	0円
	登記簿謄本	500円	337円
その他	官報広告料	30,000円	-

(実際の費用は異なる場合があります)

費用は掛かるが会社の廃業手続きは専門家に依頼するとスムーズに行えます。

